

第14回義援金配分委員会 書面協議事項

次のとおり「第3次配分第5回」として義援金の追加配分を行うことについて、配分委員会の書面表決を求めるものです。

- 1 各市町村に対し、平成27年12月上旬を目途に追加配分を行う。
- 2 交付対象1件当たりの配分額を、死亡又は行方不明、全壊の場合は2万3千円、半壊の場合は1万6千円とする。

1 追加配分の理由

被災世帯における冬期や年末年始等の多様な生活需要に対応するため配分するもの。

2 各市町村への追加配分方針案

各市町村において、第3次配分の交付対象者（死亡又は行方不明、住家の全半壊又は全半焼）に個別に上乘せ交付することを原則とし、交付対象1件当たりの配分単価は次のとおりとする。

死亡又は行方不明(1人当たり)、住家全壊等(1戸当たり)			住家半壊等(1戸当たり)		
国分	県分	計	国分	県分	計
1万4千円	9千円	2万3千円	7千円	9千円	1万6千円

3 追加配分可能額（平成27年9月末現在）

区分	義援金残金	市町村不要額	追加配分可能額
金額	6億4,023万8千円	1億5,780万3千円	7億9,804万1千円
内訳	国分	4億653万5千円	4億9,823万1千円
	県分	2億3,370万3千円	2億9,981万円

※ 市町村不要額は、第3次配分第4回までの配分済額のうち、市町村で配分する見込みのない金額。（今回配分時に相殺予定。ただし、一部市町村では不要額が配分予定額を上回るため返還を予定。）

4 今回配分額と配分後残金

区分	追加配分可能額	第3次配分第5回(案)	配分後残金
金額	7億9,804万1千円	6億7,392万4千円	1億2,411万7千円
内訳	国分	4億9,823万1千円	1億638万5千円
	県分	2億9,981万円	1,773万2千円

※1 国分保留額は、新規申請88件分に相当（災害関連死等）。

※2 県分義援金は、今年度、月平均540万円余寄せられていることから、新規申請分の財源は不足しないと見込まれる。

<参考>本追加配分後の交付対象1件当たりの額（単位：千円）

	配分回数	死亡又は行方不明(1人当たり) 住家全壊等(1戸当たり)			住家半壊等(1戸当たり)			半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者1人当たり	
		国分	県分	計	国分	県分	計	全壊	半壊
平成23年度	5	1,110	510	1,620	560	430	990	1,110	560
平成24年度	1	38	6	44	19	6	25	38	19
平成25年度	1	24	35	59	12	35	47	24	12
平成26年度	1	22	12	34	11	12	23	—	—
平成27年度	1	14	9	23	7	9	16	—	—
合計		1,208	572	1,780	609	492	1,101	1,172	591